

禁錮以上の刑に処せられた者に対する退職手当の返納通知は、所定の様式により、刑の確定後速やかに行うものとする事とした。(第二十五条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

一 県立保育専門学院への入学の許可に関する手続を次のとおり定めることとした。(第十二条、様式第四号の二、様式第四号の三関係)

1 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願を知事に提出しなければならないこと。

2 知事は、入学許可願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、その者の入学を許可するものとする事と。

3 知事は、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書をその者に交付するものとする事と。

二 授業料及び入学料の納付に関する手続等を次のとおり定めることとした。(第十八条の二、第十八条の四、様式第九号の二関係)

1 授業料は、毎月十日(四月分の授業料については四月二十日、八月分の授業料については九月十日)までに納付しなければならぬものとする事と。

2 月中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、

復学又は退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならないものとする事と。この場合において、月中途に復学した者に係る当該月分の授業料の納付期限は、当該復学の日から十日以内とする事と。

3 授業料の減免は、災害その他の理由により授業料の納付が困難であると認められる生徒について行うものとする事と。

4 入学料は、条例に定めるところにより納付しなければならない事と。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金のうち農業経営の改善に要する資金を廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立果樹技術講習所管理規則の一部を改正する規則

一 県立果樹野菜技術講習所に果樹科及び野菜科の講習課程を置くこととし、各講習課程における講習科目を定めることとした。(第二条、第五条関係)

二 県立果樹野菜技術講習所の休業日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。(第四条関係)

三 その他県立果樹野菜技術講習所の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 鳥取県立野菜技術講習所管理規則は、廃止することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 麻かいについて、次のとおり改めることとした。(別表第一関係)

1 果樹試験場(出納員 総務課長)及び園芸試験場(出納員 次長)を統合し、果樹野菜試験場(出納員 総務課長)とすること。

2 栽培漁業試験場(出納員 総務課長)及び賀祥ダム建設事務所(出納員 次長)を削除すること。

3 県立社会教育センターの名称変更に伴う麻かいである機関の名称の整備を行うこと。

二 出納員をして分任出納員に委任させる事務について、果樹試験場及び園芸試験場の統合に伴う対象組織の区分の整備を行うこととした。(別表第一の二関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 児童又は中学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として県立博物館に入館する場合には、入館料の減免を行うことができるものとすることとした。

二 鳥取県立社会教育センターの名称変更に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「専門研究員」の下に「研究技監」を、「試験地長」の下に「特別研究員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（退職手当の返納通知）

第二十五条 条例第十七条の二第二項の規定による通知は、様式第二十三号による退職手当返納命令書により、同条第一項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。

様式第一号中 「明治 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

に改める。

様式第三号中

「日給の25日分」を「日給の 日分」に改める。

に改める。

様式第四号（裏面）の備考1を次のように改める。

1 この処分不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条又は地方公務員法第49条の2の規定により、知事又は人事委員会に対して不服申立てをすることができません。

様式第六号、様式第十六号、様式第十八号の二及び様式第十九号中 「明治 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第二十二号の次に次の二様式を加える。

様式第二十三号 (第二十五条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

職

任命権者 職 氏 名 園

職員の退職手当に関する条例第17条の2第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

記

金 円

算出根拠	①既に支給した一般の退職手当等の額	円
	②職員の退職手当に関する条例第17条の2第1項第1号の規定により控除される額	円
	返 納 額 (① - ②)	円

備考

この処分不服がある場合は、この命令書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条又は地方公務員法第49条の2の規定により、知事又は人事委員会に対して不服申立てをすることができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条)」を「第六

章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条) に改める。

章の二 授業料及び入学料(第十八条の二―第十八条の四)」

第十一条中「学院に入学しようとする者」を「学院への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入学選抜試験)

第十一条の二 入学志願者には、入学選抜試験を行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定

める。

第十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第四号の二）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、支障がないと認めたとときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

第十二条に次の一項を加える。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第四号の三）をその者に交付するものとする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 授業料及び入学料

(授業料の納付)

第十八条の二 授業料は、毎月十日までに納付しなければならない。ただし、四月分の授業料については四月二十日、八月分の授業料については九月十日までに納付しなければならない。

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から十日以内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第十八条の三 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。）第七条の規

定による授業料の減免は、災害その他の理由により授業料の納付が困難であると認められる生徒について行うものとする。

2 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第九号の二）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(入学料の納付)

第十八条の四 学院への入学の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入定料を納付しなければならない。
様式第四号を次のように改める。

様式第四号（第十一条関係）

※受験番号	
収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）	写真はり付け欄 出願前3月以内に 撮影した脱帽正面 上半身のもの縦4 センチメートル横 3センチメートル
入 学 願 書	
職 氏 名 殿	
私は、貴学院に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。	
年 月 日	
住 所	
郵便番号	□□□-□□
氏 名	Ⓜ
年 月 日	生

様式第四号の次に次の二様式を加える。

様式第四号の三 (第十二条関係)

様式第四号の二 (第十二条関係)

第 号

入 学 許 可 書

殿

本学院への入学を許可する。

年 月 日

職 氏 名 園

収入証紙はり
付け欄(消印
しないこと。)

入 学 許 可 願

私は、貴学院に入学したいので、許可してください
ださるようお願いいたします。

年 月 日

受験番号

本 人 氏 名 ㊦

保 護 者 氏 名 ㊦

職 氏 名 殿

鳥取県規則第三十三号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

様式第九号の二 (第十八条の三関係)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

様式第九号の次に次の二様式を加える。

授業料減免申請書

職 氏 名 殿

授業料の減免を受けたいので、下記のとおり
申請します。

年 月 日

本 人 氏 名 ㊦

保 護 者 住 所

氏 名 ㊦

記

減免希望額	
減免希望期間	
減免の理由	

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

資金の種類別		貸付対象	償還期限	据置期間	利率
肉畜育成団地の造成に要する資金	第二条第二項第二号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに貸し付ける資金	肥育用素牛の購入に必要な経費	三年以内		年四・三五パーセント以内

別表第二（第四条関係）

資金の種類	利子補給率
肉畜育成団地の造成に要する資金	年一・二五パーセント

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（以下「旧規則」という。）第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金のうち、旧規則別表第一一号に掲げる資金については、

旧規則別表第一一号及び別表第二第一号の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県立果樹技術講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県立果樹技術講習所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立果樹技術講習所管理規則（昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則

第一条中「鳥取県立果樹技術講習所」を「鳥取県立果樹野菜技術講習所」に改める。

第七条を削り、第六条中「卒業した者」を「卒業したものに」、「認めたる者」を「認めたもの」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項を次のように改める。

講習所の各講習課程における講習科目は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 果樹科

イ 講義

園芸栽培概論、植物生理学、生物工学概論、農薬使用法、農業機械概論、果樹栽培各論、果樹肥培管理法及び果樹園経営法

ロ 実技

果樹園管理技術並びに栽培、病虫害及び土壌肥料実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

二 野菜科

イ 講義

園芸栽培概論、植物生理学、生物工学概論、農薬使用法、農業機械概論、野菜・花き栽培各論、野菜・花き肥培管理法及び野菜

・花き経営法

ロ 実技

野菜・花きの露地栽培技術、野菜・花きの施設栽培技術並びに栽培、病虫害及び土壌肥料実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

第五條を第六條とする。

第四條第一項中「休業日」を「講習所の休業日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

第四條を第五條とする。

第三條（見出しを含む。）中「講習の期間」を「講習期間」に改め、同條を第四條とする。

第二條中「講習所の」の下に「各講習課程における」を加え、同條を第

三條とする。

第一條の次に次の一條を加える。

（講習課程）

第二條 講習所に、講習課程として果樹科及び野菜科を置く。

第十條第二項中「負い得る者」を「負い得るもの」に改める。

第十三條中「（短期講習に係る講習生を除く。）」を削る。

第十六條中「講習の課程」を「講習課程」に改める。

第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

（短期講習）

第十七條 知事は、必要があると認めるときは、短期講習を行うことができる。

2 前項の短期講習の講習期間、講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期講習に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号中「講習開始日として」を「貴所 科」に改める。

様式第二号中「このたび入所」を「このたび貴所 科に入所」とし、「貴所」を「貴所 科」に改める。

様式第三号中「氏名」を「氏名 科」に改める。

様式第四号中「氏名」を「氏名 科」に改める。

様式第五号中「鳥取県立果樹技術講習所」を「鳥取県立果樹野菜技術講習所 科」に改める。

附 則

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

科」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県立野菜技術講習所管理規則の廃止)

2 鳥取県立野菜技術講習所管理規則(昭和五十三年二月鳥取県規則第五号)は、廃止する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

鳥取県果樹試験場	総務課長
鳥取県園芸試験場	次 長

を

鳥取県果	鳥取県果
------	------

樹野菜試験場

総務課長

に、

鳥取県水産試験場	総務
鳥取県栽培漁業試験場	総務

課長

鳥取県水産試験場

総務課長

に、

鳥取県智祥
鳥取県教育
鳥取県立社

ダム建設事務所

次 長

研修センター

庶務課長

会教育センター

庶務係長

を

鳥取県教育研修センター

庶務課長

鳥取県立生涯学習センター

庶務係長

に改める。

別表第一の二の二中

園芸試験場
果樹試験場

を 果樹野菜試験場 に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立生涯学習センター」に改める。

第二条の表鳥取県立博物館の項中

国民の祝日に関する法律(昭和二十百七十八号)に規定する国民の祝日等
場合で、知事が特に必要があると認め

三年法律第
に利用する
たとき。

を

- 一 児童又は中学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として入館するとき。
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する国民の祝日に利用する場合で、知事が特に必要があると認めるとき。

に改

め、同表鳥取県立社会教育センターの項中「鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立生涯学習センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日曜日」の下に「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を加える。

別表税務課の項第二号中「自動車税」の下に「(証紙徴収の方法により徴収するものに限る。)」を加え、「八」を「七」に改め、1及び2を削る。

別表消防防災課の項第四号中「七」を「六」に改め、同項第三十号及第三十二号中「七日」を「六日」に改める。

別表健康対策課の項第三号中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。別表自然保護課の項第七号中「一五」を「一」に改める。

別表労政訓練課の項第二号中「七」を「五」に改める。

別表農地経済課の項第十一号中「二〇」を「一五」に改める。

別表畜産課の項第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表管理課の項第一号中「七」を「五」に改め、同項第三号中「一四

七」を「一〇五」に改め、同項第四号中「二〇一〇一〇

を「一八八一〇」に改め、同項第五号中「七」を「五」に改め、

同項に次の一号を加える。

六	浄化槽工事業の登録	浄化槽法	一四	七	七	土木事務所
---	-----------	------	----	---	---	-------

別表道路課の項第二号を削る。

別表都市計画課の項第二号及び第四号中「七」を「六」に改め、同項第五号中「八」を「七」に改め、同項第八号中「七」を「六」に改め、同項第八号中「七」を「六」に改め、同項第十二号中「八」を「七」に改める。

別表河川課の項第一号中「一五日」を「一四日」に、「八日」を「七日」に改め、同項第三号中「一五日」を「一四日」に、「七」を「六」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「一五日」を「一四日」に改め、同項第八号中「一五」を「一四」に改め、同項第十五号中「二二七」一四

を「一九七二二」に改める。

別表港湾課の項第一号中「一五七八」を「一三六七」

に改め、同項第五号中「」を「一四六八」に

改める。

別表砂防利水課の項第四号中「一五八」を「」

に改め、同項第九号中「一五八」を「一四七

に改める。

別表建築課の項第一号中「二五五二〇」を「二三五一八

に改め、同項第三号中「二四三二一」を「二二三一八」に

改める。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(安全衛生推進者及び衛生推進者)

第七条の二 法第十二条に規定する業務を行わせるため、別表第二の二に掲げる地方機関に安全衛生推進者を、別表第一から別表第二の二までに掲げる地方機関以外の地方機関に衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者及び衛生推進者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもつて充てる。

3 第六条第三項の規定は、前項の規定により安全衛生推進者及び衛生推進者を指名した場合について準用する。

第八条第一項中「又は衛生管理者」を「、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者」に改める。

第十五条第三項中「六人」を「十人」に改める。

第三十条第一項中「認めるときは、」の下に「長期療養届出書(様式第四号)に」を加え、「その旨を」を削る。

別表第二中 「農業試験場」を 「農業試験場 果樹野菜試験場」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第七条の二関係)

大山農地開発局 中部農業開発事業所 鳥取空港建設事務所
鳥取港湾事務所

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(第80条関係)

鳥取県知事 殿 長期療養届出書 所 属 氏 名

下記のとおり長期療養します。

記

生年月日・年齢	年 月 日 歳	性別	男・女
現健康管理区分			
療養期間(予定)	年 月 日から	年 月	日まで
傷 病 名			
療 養 の 方 法	入院・通院(月・週 回)		
医療機関の名称			
備 考			

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）」を「知事の事務部局」に改める。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第四章中第十八条の次に次の二条を加える。

（職員の身分取扱い）

第十九条 職員の任免、給与、勤務時間、服務その他の身分取扱いに関しては、知事の事務部局の職員の例による。

（執務時間）

第二十条 事務局の執務時間に関しては、知事の事務部局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「そなえて」を「備えて」に改め、同項第一号中「在学し」を「に在学する者（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）に在学する者にあつては、二十単位以上の単位を修得している者）であつて」に、「進学しようとする者」を「進学しようとするもの」に改め、同項第二号中「すぐれ」を「優れ」に改め、同項第五号中「引続き」を「引き続き」に改める。

第八条を次のように改める。

（奨学資金の休止）

第八条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するこ

ととなつた月の翌月からその該当しなくなつた月(第三号に掲げるとき
にあつては、当該奨学生が卒業した月)まで奨学資金の貸与を休止する。

一 休学したとき。

二 大学に入学できなかったとき。

三 単位制による課程に在学する奨学生が入学後四年以内の期間(編入
学又は転入学に係る者にあつては、校長が定める在学すべき期間)に
卒業できなかったとき。

第九条の見出し中「取止め」を「取りやめ」に改め、同条第一項中「各
号の一」を「各号のいずれか」に、「取り止める」を「取りやめる」に改
め、同項第四号を次のように改める。

四 前条第二号に掲げる事由による休止期間が一年(年度の途中におい
て卒業した者にあつては、当該卒業した日の属する年度の翌年度が開
始される月から起算して一年)を超えるとき。

第九条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次
に次の一号を加える。

五 前条第三号に掲げる事由による休止期間が一年を超えるとき。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次
の一条を加える。

(延滞金)

第十四条 奨学生であつた者が奨学資金の償還を延滞したときは、延滞金
を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している奨学資金の額に延滞
した期間が六月を超えるごとに六月について五パーセントの割合を乗じ

て計算した金額とする。ただし、延滞したことにつき疾病その他特別の
事由により奨学資金の返還が困難であつたと認められるときは、その延
滞金を減免することができる。

別記様式第一号中「昭 第 号」を「 第 号」に、「高等学

全日制 課程 を「高等学校 課程 に、「昭和 年 月より

定時制 課程」を「昭和 年 月まで」を

「 年 月より に、「昭和 年 月 日」を「

年 月 日」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号 (第五条関係)
その1 高等学校用

鳥 取 県 育 英 奨 学 生 願 書

フリガナ 氏名	年 月 日 生 (満 歳)	男女	本籍地	郵便番号	都・道・府・県
生年月日	年 月 日 生 (満 歳)	男女	本人住所	電話番号 (局 番)	
高校名	立 分	高等学校	家族住所	電話番号 (局 番)	
課 程	※全日制・定時制・通信制		電話番号 (局 番)		
科・学年	科	第 学 年	収入金額 (税込)	局 (利益)	(税込)
続柄	氏 名	年 令	所得等 の種類	収入金額 (税 完上高)	所得 (利益)
就学者を除く家族					
就学者を除く家族					
生計を一にする家族及びその所得					

備考
1 印は、該当のものを○で囲むこと。
2 持者に○印、別居者に×印を付けること。
※「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支

事業 (商工林水産業)	農 業
経 営 内 容 事業の種類 ※卸売・小売・サービス製造 建設・林・漁・水産・その他 事業の形態 ※同族会社・自営 従事者数 (家族 人)(使用人 人) (奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情等)	耕作面積 (田 a) (畑 a) (果樹園 a) (その他 a) 主作物 () ※牛・馬・豚・鶏・養蚕・ 酪農等 従事者数 (家族 人)(使用人 人)
家 庭 事 務 情 況	
以上のとおり記載事項に相違ありません。県奨学生として採用していただきたく願います。 年 月 日 鳥取県教育委員会 殿 本人 人 連帯保証人 本人との続柄 () 年 月 日生 連帯保証人 本人との続柄 () 年 月 日生	

別記様式第二号 (第五条関係)

その2 大学用

鳥 取 県 育 英 奨 学 生 願 書

フリガナ氏名	年 月 日 生 (満 歳)	男女	本籍地	郵便番号	都・道・府・県
生年月日	年 月 日 生 (満 歳)	男女	本人住所	電話番号 (局 番)	
大学名	国・公・私立 学部第 年制)	大学 (学 年制)	家族住所	電話番号 (局 番)	
大学所在地	屋間部・夜間部 ()		収入金額 (税 上高)	所得 (利益)	税 入)
出身高校名	立	高等学校 (月 所得等 の種類)	電話番号 (局 番)	所得 (利益)	税 入)
就学を 一 にする 家族及び その所得 生計を 一 にする 家族及び その所得	統 氏 氏 名 名	設置者別	学校種類別	学年	通学別 (小・中を除く。)
	本人	国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
就学 者	本人	国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外
		国・公・私立	大学	学年	自宅・自宅外

1 印は、該当のものに○で囲むこと。の欄は、主たる家計支

2 持者に○印、別居者に×印を付けること。

事 業 (商工林水産業)

農 業

経 営 内 容	事業の種類 *卸売・小売・サービス製造 建設・林・漁・水産・その他 事業の形態 *同族会社・自営	耕作面積 (田 畑 園) (a a a)
従事者数 (家族 人)(使用人 人)	従事者数 (家族 人)(使用人 人)	

家庭事情

(奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情等)

以上のとおり記載事項に相違ありません。県奨学生として採用していただきたくお願いいたします。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

本人

連帯保証人

本人との統柄 () 年 月 日生

連帯保証人

本人との統柄 () 年 月 日生

んだ」を「丑んだ」に改める。

別記様式第九号中「昭 第 号」を「 第 号」に、
昭和

年 月 日より
年 月 日より

年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に、
昭和

年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十号中「昭 第 号」を「 第 号」に、「昭和

年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号中「昭 第 号」を「 第 号」に、「昭和

年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十二号中「(第十四号関係)」を「(第十五号関係)」に、

「丑」を「 丑」に改める。

別記様式第十三号中「(第十四号関係)」を「(第十五号関係)」に、

「昭 第 号」を「 第 号」に、「昭和 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

別記様式第十四号中「(第十四号関係)」を「(第十五号関係)」に、

「昭 第 号」を「 第 号」に、「昭和 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第一条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中

に改める。

(鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中

に改める。

に改める。

高等学校
の生徒・
生

高等学校
の生徒

高等学校
の生徒・
生

高等学校
の生徒

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に改める。

第十九条の表中「二二、〇〇〇円」を「二二、六六〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、〇五〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第10条関係）」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第10条関係）」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第10条関係）」に改め、

同様式の通常展示用入館券のその2中

円
10
20
40

を [] に改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第11条関係）」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第11条関係）」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第14条関係)

その1 入館料の減免申請用

鳥取県立博物館入館料減免申請書

職氏名殿

次のとおり鳥取県立博物館の入館料を減免して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏名

⑩

入館年月日	年 月 日	年 月 日	人 人 計	人
入館人員	男生 引率者			
引率責任者氏名				
入館料の額				
減免申請の額				
減免を必要とする理由				

その2 展示室等使用料の減免申請用

鳥取県立博物館展示室等使用料減免申請書

職氏名殿

次のとおり鳥取県立博物館の展示室等使用料を減免して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏名

⑩

利用する施設	第1展示室・第2展示室・第3展示室・講堂・会議室			
利用の期間	年 月 日	時から	()	日 間)
使用料の額	円			
減免申請の額	円			
減免を必要とする理由				

備考 1 利用する施設欄は、利用しようとする施設を○印で囲むと。

2 利用の期間には、展示品等の搬入及び搬出のため当該施設を利用する日も含めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会職員健康管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県教育委員会職員健康管理規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会職員健康管理規則（昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者等（第五条―第九条）

第二節 衛生委員会（第十条―第十四条）

第三章 健康管理

第一節 健康診断の実施（第十五条―第二十二条）

第二節 健康管理区分等（第二十三条―第二十九条）

第三節 職員健康管理審査会（第三十条―第三十三条）

第四章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 職員の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（定義）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 鳥取県教育委員会事務局、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）及び教育機関（県立学校を除く。以下「教育機関」という。）に属する一般職の職員をいう。

二 本庁 鳥取県教育委員会事務局本庁をいう。

三 所属所 各教育事務所、各県立学校及び各教育機関をいう。

(所属長の責務)

第三条 本庁各課の長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。

(職員の責務)

第四条 職員は、本庁各課の長又は所属所の長、法第十三条に規定する産業医（以下「産業医」という。）その他職員の安全衛生管理を行う者が（法その他の法令又はこの訓令の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に従わなければならない。）

第二章 安全衛生管理体制

第一节 総括安全衛生管理者等

(総括安全衛生管理者)

第五条 本庁及び所属所に、法第十条第一項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、本庁にあっては次長の職にある者を、所属所にあつては当該所属所の長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第六条 本庁及び別表に掲げる県立学校に、法第十二条第一項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 衛生管理者の数は、一人とする。

4 総括安全衛生管理者は、第二項の規定により衛生管理者を指名したときは、遅滞なくその旨を教育長に報告しなければならない。

(衛生推進者)

第七条 衛生管理者の置かれていない所属所に、法第十二条の二第一項に規定する業務を行わせるため、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 衛生推進者の数は、一人とする。

4 前条第四項の規定は、第二項の規定により衛生推進者を指名した場合について準用する。

(総括管理者等の代理者)

第八条 総括安全衛生管理者、衛生管理者又は衛生推進者（以下「総括管理者等」という。）を置く本庁又は所属所に、総括管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務が行えないときにその職務を代理させるため、それぞれの代理者を置く。

2 総括管理者等の代理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 第六条第四項の規定は、前項の規定により総括管理者等の代理者を指名した場合について準用する。

(産業医)

第九条 本庁及び所属所に、法第十三条に規定する業務を行わせるため、産業医を置く。

2 産業医は、総括安全衛生管理者が医師のうちから指名した者をもって充てる。

3 第六条第四項の規定は、前項の規定により産業医を指名した場合について準用する。

第二節 衛生委員会

(総括委員会の設置)

第十条 職員の健康の確保のための総合的な対策に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県教育委員会総括衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を置く。

(総括委員会の組織)

第十一条 総括委員会は、委員十三人以内をもって組織する。

2 会長は、教育長の職にある者を、委員(会長を除く。)は、会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(総括委員会の会議)

第十二条 総括委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総括委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総務委員会は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係職員に対し、その会議に出席させて意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第十三条 前二条に規定するもののほか、総括委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(衛生委員会)

第十四条 本庁及び所屬所に、法第十八条第一項各号に掲げる事項を調査審議させ、教育長に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。

2 前三条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第十一条第一項中「十三人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「十一人」と、教育事務所及び教育機関の衛生委員会にあつては「四人」と、県立学校の衛生委員会にあつては「五人」と、同条第二項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「総務課長の職にある者」と、教育事務所、県立学校及び教育機関の衛生委員会にあつては「所屬所の長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三章 健康管理

第一節 健康診断の実施

(健康診断の種類及び対象職員)

第十五条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

一 新規採用職員採用時健康診断 新たに採用された職員

二 全職員定期健康診断 休職者を除くすべての職員

三 結核健康診断 前二号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十四条第一項に規定する結核回復者である職員

四 特別健康診断 伝染性疾患の流行その他教育長が必要と認める事由がある場合にその都度教育長が指名する職員

2 前項各号に掲げる健康診断ごとの検査項目、実施時期及び実施方法は、別に定める。

(健康診断担当医)

第十六条 健康診断は、産業医が担当して行うものとする。ただし、産業医に事故その他健康診断を担当できない理由があるときは、別に指名す

る者が担当して行うことができる。

(健康診断の実施の周知等)

第十七条 総括安全衛生管理者は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を所属職員に周知させるものとする。

2 本庁各課の長及び所属所の長は、所属職員が定められた期日に健康診断を受けられるように配慮しなければならない。

(健康診断の受診義務)

第十八条 職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由のため、当該指定された期日及び場所において健康診断を受けることができない場合は、この限りでない。

(健康診断を受けなかった者)

第十九条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

第二十条 健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日前三箇月以内に当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該期日までに医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果の通知等)

第二十一条 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したとき、又は前二条の規定による書面の提出があったときは、別に定めるところにより、その旨を教育長に報告しなければならない。

(健康診断個人票)

第二十二条 総括安全衛生管理者は、職員ごとに健康診断個人票(様式第一号)を作成し、これを職員の健康管理の指導のために活用しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、職員に総括安全衛生管理者を異にする勤務の異動があったとき、又は職員が退職したときは、当該保管に係るその者の健康診断個人票を、勤務の異動の場合にあっては異動先の総括安全衛生管理者に、退職の場合にあっては教育長に送付しなければならない。
3 教育長は、前項の規定により送付を受けた健康診断個人票を当該職員の退職後五年間保管しなければならない。

第二節 健康管理区分等

(健康管理区分)
第二十三条 職員の健康管理は、その職員の健康の状況に応じ、次の表に掲げる健康管理区分に分類して行うものとする。

勤務面			健康管理区分	健康の状況
C	B	A		
勤務をほぼ平常に行つてよいもの	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務を休む必要のあるもの		

面	療	医	
3	2	1	D
医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	定期的な医師の観察指導を必要とするもの	医師による直接の医療行為を必要とするもの	平常の勤務でよいもの

(健康管理区分の決定)

第二十四条 教育長は、第三十条に規定する鳥取県教育委員会職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を決定したときは、遅滞なくこれを総括安全衛生管理者及び当該決定に係る職員に通知するものとする。

(健康管理区分の変更)

第二十五条 教育長は、職員から次条の規定による申請があつたとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があるときは、第三十条に規定する鳥取県教育委員会職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(健康管理区分の変更の申請)

第二十六条 職員は、健康を害し、若しくは健康が悪化したと認めるとき、

又は健康が回復したと認めるときは、現に適用されている健康管理区分の変更を教育長に申請することができる。

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、健康管理区分変更申請書(様式第二号)に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、これを教育長に送付しなければならない。

(事後措置)

第二十七条 教育長は、次の表の上欄に掲げる健康管理区分の適用を受け、それぞれ当該下欄に定める措置をとるものとする。

健康管理区分			措 置 内 容
面	務	動	
C	B	A	<p>休暇(日単位のものに限る。)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。</p> <p>職務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く。)等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。)、時間外勤務(正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。</p> <p>深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。</p>

面 療 医			D
3	2	1	
医療機関による医療行為を必要としない。	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。	平常勤務をさせてよい。

(傷病状況の報告)

第二十八条 第二十四条の規定により医療面1又は医療面2に決定された職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間ごとに、傷病の状況を総括安全衛生管理者を経由して教育長に報告しなければならない。

一 医療面1に決定された職員 三箇月

二 医療面2に決定された職員 六箇月

2 前項の規定による報告は、傷病状況報告書(様式第三号)に医師の診断書を添えて行うものとする。

3 教育長は、第一項の規定による傷病状況の報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、教育長の指定する医師の診断を受け、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(長期療養の届出)

第二十九条 職員は、負傷又は疾病により引き続き三十日以上療養に専念する必要があると認めるときは、長期療養届出書(様式第四号)に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に届け出なければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定による届出があった場合においては、その旨を教育長に報告しなければならない。

第三節 職員健康管理審査会

(設置)

第三十条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、鳥取県教育委員会職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第三十一条 審査会は、委員十二人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、医師のなかから教育長が任命する。

3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第三十二条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第三十三条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第四章 雑則

(書類の経由)

第三十四条 この訓令の規定により職員が教育長又は総括安全衛生管理者
に対して行う申請書、届出書その他の書類の提出及び総括安全衛生管理
者が職員に対して行う通知書その他の書類の交付は、本庁各課の長又は
所属所の長を経由して行うものとする。

(委任)

第三十五条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保に
関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

別表 (第六条関係)

鳥取東高等学校	鳥取西高等学校	鳥取商業高等学校	鳥取工業高等学校
鳥取西工業高等学校	鳥取農業高等学校	八頭高等学校	智頭農林高等学校
倉吉東高等学校	倉吉西高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉工業高等学校
米子東高等学校	米子西高等学校	米子南商業高等学校	米子工業高等学校
境高等学校	境水産高等学校	境港工業高等学校	鳥取盲学校
皆生養護学校			鳥取聾学校

その他	肝機能		腎機能		糖負荷試験		その他検査		年月日(検査機関)	判定
	G O T	G P T	クレアチニン	P S P	空腹時	1時間	2時間	判定		
	血糖	尿糖	血糖	尿糖	血糖	尿糖	血糖	尿糖		
	要精	要精	要精	要精	要精	要精	要精	要精		
胃 検 診	一次年月日(検査機関)		判定		判定		判定		• • • ()	• • • ()
	判 定		なし		要精		なし		• • • ()	• • • ()
婦 人 検 診	一次年月日(検査機関)		判定		判定		判定		• • • ()	• • • ()
	判 定		なし		要精		なし		• • • ()	• • • ()
そ の 他 の 検 診	二次年月日(検査機関)		判定		判定		判定		• • • ()	• • • ()
	判 定		なし		要精		なし		• • • ()	• • • ()
医師氏名										

様式第2号(第26条関係)

健康管理区分変更申請書

職 氏 名 殿

所 属

職氏名

㊦

下記のとおり(健康を害した(病状が回復した)ので、健康管理区分を変更してくだ
さい。

記

生年月日・年齢	年 月 日	歳	性 別	男・女
希望健康管理区分			現健康管理区分	
変更希望年月日	年 月 日	年 月 日	現健康管理区分の決定年月日	年 月 日
傷 病 名				
療 養 の 方 法	入 院・通 院(月・週 回)			
医療機関の名称				
病 歴				
職 務 内 容				
備 考				

- 備考 1 職務内容は、具体的に記入すること。
2 備考欄には、通勤方法及び時間を記入すること。

様式第3号(第28条関係)

傷病状況報告書

職 氏 名 殿

所 属

職氏名

㊦

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

生年月日・年齢	年 月 日	歳	性 別	男・女
健康管理区分			現健康管理区分	
			の決定年月日	
傷 病 名				
療 養 の 方 法	入 院・通 院(月・週 回)			
医療機関の名称				
療 養 の 経 過 及 び 現 況				
備 考				

様式第4号 (第29条関係)

職 氏 名 殿 長 期 療 養 届 出 書

所 属 職 氏 名

下記のとおりに長期療養します。

記

生年月日・年齢	年 月 日	歳	性別	男 ・ 女
現健康管理区分				
療養期間(予定)	年 月 日から	年 月 日まで		
傷 病 名				
療養の方法	入院・通院(月・週 回)			
医療機関の名称				
備 考				

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に、「係長及び分館長」を「及び係長」に改める。

別表第一の表図書館の項中

分館長	分係長	分館長	分館長	分館長
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員

を
右以外の職員 係 長 館 長
に改め、同表社会教育セ

ンターの項中 「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和六十年二月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県立社会教育センター

を

鳥取県立生涯学習センター

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の11の項中

町長 部 局

課長 課長補佐(総務課に所属するも

のに限る。)

を

町長 部 局	課長 室長 課長補佐(総務
保 育 園	園長
特別養護老人ホーム	所長

課に所属するものに限る。)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業局文書事務処理規程の一部を改正する企業訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局文書事務処理規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県企業局文書事務処理規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「暦年」を「会計年度」に改める。

第八条中「庶務係長」を「総務係長」に改める。

附 則

1 この企業訓令は、平成元年四月一日から施行する。

2 平成元年度に係る文書の番号は、この企業訓令による改正後の鳥取県企業局文書事務処理規程第五条第一項の規定にかかわらず、平成二年三月三十一日までの間、昭和六十四年一月一日から暦年により更新して付された番号に引き続き番号によるものとする。

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の企業訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の企業訓令

（鳥取県企業局公印規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局公印規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

「 (九) ”二一

新幡郷発
電所建設
事務所長

企業出納員印 ” (十) ”一八

企業局の
企業出納
員

別表の表中

” (十一) ”一八

企業局西
部事務所
の企業出
納員

専用知事印 ” (十二) ”二一 所 長

契 印 ” (十三) 縦三四 横一四 総務課長
各所長

企業出納員印

〃 (九)

〃 二八

企業局の
企業出納
員

〃 (十)

〃 二八

企業局西
部事務所
の企業出
納員

に改める。

専用知事印

〃 (十二)

〃 二一

所 長

契 印

〃 (十二)

横二四 縦二四
各所長
総務課長

別表の表ひな形中

(九)

鳥 取 県 新 幡
郷 発 電 所 建
設 事 務 所 長 印

(十)

鳥 取 県 企 業
局 出 納 員 印

(出)

鳥 取 県 西 部 企 業
局 出 納 員 印

(出)

鳥 取 県 印
知 事 専 用
何

(出)

契

を

(九) 鳥 取 県 企 業
局 出 納 員 印

(十)

鳥 取 県 西 部 企 業
局 出 納 員 印
事 務 所 長

(出)

鳥 取 県 印
知 事 専 用
何

(出)

契

に改める。

(鳥取県企業局職員勤務評定規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局職員勤務評定規程(昭和五十二年三月鳥取県企業訓
令第四号)の一部を次のように改正する。

別表所属機関の欄中「西部事務所」を「西部事
務所」に改める。
新幡郷発電所建設事務所

(鳥取県新幡郷発電所建設事務所処務規程の廃止)

第三条 鳥取県新幡郷発電所建設事務所処務規程(昭和五十九年三月鳥取
県企業訓令第一号)は、廃止する。

附 則

この企業訓令は、平成元年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価】一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)